

地方独立行政法人市立吹田市民病院 中期計画

前 文

地方独立行政法人市立吹田市民病院は、吹田市長から示された中期目標を達成し、公立病院としての役割を果たすため、また地方独立行政法人制度の特長である自主性・自律性を最大限に発揮して、「市民とともに心ある医療を」の基本理念に基づき、地域の中核病院として市民の生命と健康を守るという目的を達成するため、次のように中期計画を定める。

第 1 中期計画の期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市立病院として担うべき医療

(1) 救急医療

ア 地域の医療機関等との連携及び役割分担のもと、引き続き 365 日 24 時間の救急医療を提供し、可能な限り救急患者を断ることなく受け入れる。

イ 「救急処置が必要な患者の初期判断・初療」「急性期の病態・合併症への判断・加療」が可能な職員体制の構築を図る。

ウ 適切なベッドコントロールを行い、二次救急患者の入院受入体制を確保する。

【目標指標】

項目	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標
救急搬送受入件数	4,037 件	4,304 件
（時間内）	1,268 件	1,268 件
（時間外）	2,769 件	3,036 件
時間外救急車搬送受入率	73.0%	80.0%

(2) 小児医療、周産期医療

ア 小児医療については、二次救急病院として地域の開業医や豊能広域こども急病センターと連携し、入院機能の充実を図るとともに、救急搬送の積極的受入を継続する。

イ 周産期医療については、周産期緊急医療体制参加病院として通常分娩に加え、合併症をもった妊婦など中程度のリスクのある分娩まで対応する。

ウ ハイリスク分娩などに必要な高度機能においては、地域周産期母子医療センターとの連携を推進し、安心安全な周産期医療体制を確保する。

【関連指標】

項目	平成 24 年度実績
小児科患者数（入院）	6,991 人
小児科患者数（外来）	17,521 人
分娩件数	235 件

（3）災害医療

- ア 吹田市地域防災計画に基づき、市の災害医療センターとして大規模な災害や事故の発生に備え、災害時の応急医療体制の整備・充実、医薬品等の確保体制の整備等、応急医療対策を担う。
- イ 災害時には、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに、災害状況により可能である場合は、現地医療救護班の派遣等の医療救護活動を実施する。
- ウ 新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生等、健康危機事象が発生したときは、市及び関係機関と連携・協力し、早期の収束に向けての対応を図る。
- エ 災害時の医療活動を迅速かつ適切に対応できるよう、具体的な事象を想定した訓練を実施するとともに、研修への積極的参加やマニュアルの見直しを行う。

（4）高度医療

- ア 患者に対して常に最適な医療を提供するため、医療の高度専門化に対応して計画的に医療機器等の更新及び整備を行う。
- イ 内視鏡手術の拡充など、患者の体への負担が少ない治療法の推進を図る。
- ウ 脳卒中、急性心筋梗塞については、特定機能病院である国立循環器病研究センターや大阪大学医学部附属病院との機能分担を図り、効果的な医療体制を構築するとともに、地域の医療機関とも連携しながら、地域医療水準の維持向上を図る。
- エ 糖尿病については、地域の医療機関と連携し、相互に役割分担するとともに、多職種によるチーム医療の提供により、合併症の診断、治療を行う。

（5）がん医療の充実

- ア 大阪府がん診療拠点病院として、予防から手術、放射線治療及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療を推進する。
- イ 患者の負担軽減と生活の質の向上を図るため、外来化学療法を推進する。
- ウ がん患者及び家族に対する緩和ケア体制及び相談支援体制の充実を図る。
- エ がん診療連携医の拡充や、がん診療地域連携クリニカルパスの活用に取り組むことで、地域医療機関との連携を深め、がん診療の質の向上に貢献する。
- オ 病院主催の公開講座、ホームページ、病院だよりなどにより、市民向けのがん予防の啓発に取り組む。

【目標指標】

項目	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標
がん入院患者件数	1,628 件	1,750 件
外来化学療法件数	3,289 件	3,500 件
放射線治療件数	3,325 件	3,500 件
がん手術件数	685 件	730 件

(6) 予防医療

- ア 糖尿病教室などの健康啓発、疾病予防に関する教室や講演会を開催するとともに、市民対象の健康講座への講師派遣を行う。
- イ 人間ドックについては、脳ドックの実施など、機能の充実を図り、疾病の早期発見に努める。
- ウ 各種検診について、地域医療機関との役割分担のもと、高度検査機器が必要な分野を中心に取り組む。
- エ インフルエンザワクチンなど予防接種を引き続き実施する。
- オ 生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とした特定健診を実施することにより、心疾患や脳卒中等の予防に努める。

(7) 福祉保健行政との連携

- ア 医療相談機能を充実させ、相談内容に応じて適切に市の担当部局との連携を図ることにより、市が実施する福祉保健施策に協力するとともに、誰もが利用しやすい病院づくりに努め、市民の福祉と健康の増進を図る。
- イ 感染症の流行など、市民の健康危機事象の発生時には、市の関係部局と連携を図り、必要な対策を講じる。
- ウ 一般歯科医院に受診できない障がい者（児）に対しての歯科診療を引き続き行う。
- エ 児童発達支援事業など市の実施する療育施策に協力する。
- オ 各種がん検診などの市が実施する予防医療の取組に協力する。

2 質の高い医療の提供

(1) 安心安全な医療の提供

- ア インシデントの報告及びその防止対策を、医療安全管理委員会を通じて各部署及びスタッフに対し周知することで、安全管理に対する意識を高め、医療安全対策に取り組む。
- イ 院内感染に対する効果的な予防対策を、研修会や院内ニュース等で周知するとともに、院内感染防止マニュアルを充実させるなど、院内感染防止対策に取り組む。
- ウ 定期的に医療安全に関する研修を実施し、職員の医療安全に対する意識の向上を図る。

エ 患者教育、指導の一環として、医療機器等に関する安全情報の提供や、安心して薬を正しく服用できるよう服薬指導を充実する。

【関連指標】

項目	平成 24 年度実績
医療安全管理委員会開催数	12 回
医療安全関係院外研修参加件数	11 件

(2) 信頼される医療の実施

ア 患者の視点に立った医療を提供するため、インフォームド・コンセントの項目の標準化と説明手順のルール化を行い、わかりやすく質の高いインフォームド・コンセントを実施する。

イ 患者の視点に立ったセカンドオピニオンを積極的に推進し、患者が納得する医療を目指す。また、他医療機関においてセカンドオピニオンを希望された場合にも適切に対応する。

ウ クリニカルパスの充実や活用により、医療の標準化に取り組み、患者や家族に対して治療内容についてわかりやすく理解してもらうことで、患者に信頼される医療を提供する。

【関連指標】

項目	平成 24 年度実績
セカンドオピニオン対応件数	3 件
クリニカルパス適用数	4,918 件
クリニカルパス適用率	51.0%

(3) 医療職の人材確保、養成

ア 人材確保

(ア) 広報活動を強化するとともに、従来の定数管理や職員募集の枠組みにとらわれない採用方法をとることにより、優れた人材の確保に努める。また、短時間勤務などの柔軟で多様な勤務体系の導入を図るなど、必要に応じた採用による職員の適正配置に努める。

(イ) 働きやすい職場環境整備として、医師事務作業補助者（医療クラーク）、看護補助者を充実させるなど、医師・看護師の支援体制の強化を図る。特に子育て中の職員や女性職員に対しては、院内保育の充実や復職に向けた研修プログラムを整備するなど、負担軽減を図る。

イ 人材養成

(ア) 職員の研修機会を増やし、各種学会等の専門資格取得への支援を行うことで、専門的知識や技術の質の向上を図る。

(イ) 研修プログラムの充実など、魅力のある研修機会の提供を行うことにより、研修

医の確保と育成を目指す。

【目標指標】

項目	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標
認定看護師数	6 人	10 人

【関連指標】

項目	平成 24 年度実績
後期研修医数	27 人
看護学生実習受入数	164 人
認定医等資格更新支援件数	17 件

3 患者満足度の向上

(1) 職員の接遇向上

ア 定期的に入院患者に対する退院時アンケート及び外来患者へのアンケートを実施し、指摘事項については改善に努め、患者サービスの向上に努める。また、患者から寄せられた意見と意見に対する回答及び事後対応について公開する。

イ 接遇研修等を行うことで、職員の接遇への意識を高め、病院全体の接遇マナーの向上に努める。

(2) 院内環境の快適性の向上

ア 病室、待合室、トイレ及び浴室等の補修を必要に応じて実施する。

イ 外来待合モニターや院内ポスターによる情報提供をよりわかりやすくし、患者の利便性向上に努める。

(3) 待ち時間の改善

ア 地域医療機関と連携し、逆紹介を行うことなどにより予約患者数の適正化を図り、待ち時間の短縮に努める。

イ 医師をサポートできる体制を整え、診察など医師が直接従事しなければならない業務に専念できるシステムを構築することにより、診療待ち時間の短縮に努める。

ウ 患者が快適に待ち時間を過ごせる取り組みを行う。

(4) ボランティアとの協働

ア 市民ボランティアの積極的な受入に努めるとともに、円滑な活動が行えるよう、市民ボランティアとの協働を推進する。

イ ボランティア活動中の事故に対する保険、ボランティアが利用できる部屋の整備など、活動環境を整備する。

【関連指標】

項目	平成 24 年度実績
ボランティア登録人数	57 人

(5) 市民意見の活用

医療モニター制度、声の箱を引き続き実施し、市民の視点からのサービスに関する評価、意見、提案を、迅速に業務改善に反映することでサービスの向上に努める。

4 地域医療機関等との連携

(1) 地域医療ネットワークづくり

ア 吹田臨床カンファレンス（病診連携）、北摂医療連携連絡会（病病連携）、在宅ケアを考える会や呼吸ケアを考える会（福祉との連携）などの開催による地域医療ネットワークの強化とともに、地域医療水準の向上に貢献する。

イ 地域連携クリニカルパスの活用による、介護・福祉施設等との連携のもと、円滑な転院、在宅復帰への支援を行い、医療・介護・福祉サービスを切れ目なく提供できるように努める。

(2) 地域医療機関との機能分担と連携

ア 急性期病院としての機能の充実を図り、入院や手術を必要とする急性期患者を積極的に受け入れることで、地域の医療機関との機能分担を行う。

イ かかりつけ医との連携を強化し、紹介された患者の受け入れと患者に適した医療機関への紹介を推進する。

ウ 今後増加が予想される精神疾患患者の身体疾患に対し、適切な医療を行えるよう近隣精神病院との連携を図りながら、必要な医療を提供する。

【目標指標】

項目	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標
紹介率	36.5%	50.0%
逆紹介率	63.8%	70.0%

【関連指標】

項目	平成 24 年度実績
地域連携クリニカルパス実施件数	19 件

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営体制の構築

(1) 業務運営体制の構築

ア 中期目標、中期計画及び年度計画の達成に向け、事務経営部門の企画経営機能の強化を図り、毎月の収支報告、病院の経営分析、計画の進捗状況管理などにより、業務

運営の改善を継続的に行う。

イ 病院として目指すべきビジョンを明確化するとともに、必要に応じて院内委員会等の組織のあり方について見直しを行い、的確な病院運営及び効果的な医療を行うことができる組織体制の構築を目指す。

ウ 職員が理事会等へ業務改善の意見を提案できる仕組みを構築するなど、職員が積極的に業務改善に取り組む組織風土の醸成を図る。

(2) コンプライアンスの徹底

ア コンプライアンス遵守を目的とした組織の設置、コンプライアンスに関する研修の実施など、職員の法令及び行動規範遵守に向けた取り組みを行う。

イ 個人情報保護及び情報公開に関しては、市の個人情報保護条例及び情報公開条例に基づき、市に準じて適切に対応する。

2 効率的・効果的な業務運営

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

ア 柔軟な人事管理制度を活用し、人員配置を定期的に見直すとともに、多様な専門職の活用を図る。

イ 短時間勤務などのフレキシブルな勤務体制の構築により、各職種で適切な役割分担を行う。

ウ 業務の外注化の推進により、組織の簡素化、適切な人員配置に努める。

エ 専門性を発揮させるため、医師事務補助の活用をはじめ、各職種の業務を明確にし、適切な役割分担を行うとともに、取得した資格の専門性を発揮できる職場への配属に努めるなど、職員の職務意欲を喚起する職場づくりを目指す。

(2) 予算執行の弾力化

ア 中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる地方独立行政法人の会計制度を活かし、効率的・効果的な業務運営に努める。

イ 複数年契約等の多様な契約手法により、業務の効率化を図る。

(3) 人事給与制度

資格手当や人事評価制度の導入などにより、職員の勤務成績や法人の業務実績に応じた、働きがいを実感でき、職員の努力が評価されモチベーションの向上につながるような、公平感のある人事給与制度を導入し、適切に運用する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営基盤の確立

ア 救急医療などの政策医療や不採算医療については、市からの適切な運営費負担金の

もと確実に実施し、公的病院としての役割を果たす。それ以外の医療については、医療収益で収支の均衡が図れるよう、経営の効率化に取り組む。

イ 収入の確保と費用の節減を図ることで、一層の経営改善に取り組む。

【目標指標】

項目	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標
経常収支比率	102.4%	102.5% ※ (103.7%)
医療収支比率	100.3%	97.8% ※ (99.2%)

※ () 内の数値は、新病院への移転に伴う入院制限等の影響がない場合の数値

2 収入の確保と費用の節減

(1) 収入の確保

ア 引き続き病床利用率の向上に努め、積極的な入院患者の受け入れ体制を構築する。

イ 地域医療連携の取り組みの推進を図り、紹介率と逆紹介率の向上を目指すことで、高度な医療を必要とする急性期の紹介患者を増加させるとともに、より多くの救急搬送を受け入れることで、診療報酬単価及び患者数の増加を図る。

ウ 診療報酬請求の適正化に努めるとともに、未収金の発生防止及び回収策をマニュアル化することで、収入の確保を図る。

エ 診療報酬の改定など、医療環境の変化に応じた適切な対応に努め、収入の確保を図る。

オ 高度医療機器の稼働率の向上を図ることにより、費用対効果の高い診療を目指す。

【目標指標】

項目	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標
病床利用率	88.0%	85.1% ※ (88.0%)
入院患者数	138,501 人	133,929 人 ※ (138,500 人)
入院診療単価	48,404 円	51,600 円
外来患者数	247,022 人	250,928 人 ※ (256,200 人)
外来診療単価	10,530 円	11,400 円

※ () 内の数値は、新病院への移転に伴う入院制限等の影響がない場合の数値

(2) 費用の節減

ア 材料費の抑制

後発医薬品の積極的採用を引き続き行うとともに、医療材料の効率的使用の徹底、SPD

による在庫管理の適正化などにより、コストの縮減を行う。また、より安価な調達方法を採用することにより、医薬品や医療材料の調達費用抑制に努める。

イ 経費の抑制

(ア) 既存の業務委託契約について、その業務内容や契約方法の見直しを行い、委託経費の節減を図る。

(イ) 職員のコスト意識の普及啓発を行うことにより、消耗品等の経費節減や、節電・節水の徹底による光熱水費の削減を図る。

(ウ) 経営分析の実施による的確な経営判断を行うことで、無駄な経費を抑制するとともに、職員の時間外勤務を縮減させ、人件費比率の適正化に努める。

【目標指標】

項目	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標
後発医薬品数量シェア	47.0%	60.0%
人件費比率	57.1%	56.0% ※ (54.7%)
材料費比率	23.1%	26.5% ※ (26.5%)
経費比率	14.7%	15.6% ※ (15.6%)

※ () 内の数値は、新病院への移転に伴う入院制限等の影響がない場合の数値

第 5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 職員の意識改革

ア 勤務実績に伴う適切な評価と研修制度の充実により、職員の病院への帰属意識を高めるとともに、病院職員としての質を高められるよう、人材育成の取り組みを行う。

イ 理事会及び院内委員会等で経営改善課題を議題として取り上げ、収支改善方策の検討と提案を行う。それに基づき、病院経営に関する情報、課題等を適切に職員に情報発信することにより、職員の経営参画への意識を向上させ、中期目標の達成に結びつける。

2 情報の提供

ア 積極的な情報提供に取り組み、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努めるとともに、医療に関する情報の収集に取り組み、市民や患者にとって有益な情報を提供できる病院づくりを目指す。

イ 市民の理解を得られるように、法人経営状況の公表についても、ホームページ等でわかりやすく掲載する。

3 新病院移転計画への対応

移転後も引き続き公的病院としての使命を適切に果たすために、新市民病院基本構想に基づき、基本設計・実施設計等、移転計画を推進し、平成 30 年度の開院を目指す。

第 6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成 26 年度から平成 29 年度まで）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	42,421
医業収益	40,465
運営費負担金収益	1,956
その他営業収益	0
営業外収益	481
運営費負担金収益	290
その他営業外収益	192
臨時利益	0
資本収入	19,257
運営費負担金収益	1,307
長期借入金	17,950
その他資本収入	0
その他収入	0
計	62,159
支出	
営業費用	41,184
医業費用	37,805
給与費	20,267
材料費	11,693
経費	5,633
研究研修費	214
一般管理費	3,380
営業外費用	521
臨時損失	0
資本支出	20,126
建設改良費	19,292
償還金	834
長期借入金	0

その他支出	28
計	61,856

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

ア 人件費の見積り

期間中総額 22,332 百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当等の額に相当する。

イ 運営費負担金の基準等

(ア) 救急医療等の行政的経費及び小児医療、周産期医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出

(イ) 建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

ただし、非償却資産に係る長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金については、資本助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（平成 26 年度から平成 29 年度まで）

（単位：百万円）

区分	金額
収入の部	45,240
営業収益	44,652
医業収益	40,515
運営費負担金収益	2,800
資産見返運営費負担金戻入	186
資産見返物品受贈額戻入	1,152
その他営業収益	0
営業外収益	481
運営費負担金収益	290
その他営業外収益	192
臨時利益	107
支出の部	43,958
営業費用	43,308
医業費用	39,809
給与費	20,386
材料費	11,693
経費	5,633

減価償却費	1,887
研究研修費	214
一般管理費	3,499
営業外費用	521
臨時損失	130
純利益	1,282
目的積立金取崩額	0
総利益	1,282

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

3 資金計画（平成26年度から平成29年度まで）

(単位：百万円)

区分	金額
資金収入	63,702
業務活動による収入	42,902
診療業務による収入	40,465
運営費負担金による収入	2,244
その他の業務活動による収入	192
投資活動による収入	1,307
運営費負担金による収入	1,307
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	17,950
長期借入金による収入	17,950
その他の財務活動による収入	0
吹田市からの繰越金	1,543
資金支出	63,702
業務活動による支出	41,704
給与費支出	22,332
材料費支出	11,693
その他の業務活動による支出	7,680
投資活動による支出	19,318
新病院建設による支出	18,368
有形固定資産の取得による支出	924
その他の投資活動による支出	28
財務活動による支出	834
長期借入金の返済による支出	0

移行前地方債償還債務の償還による支出	834
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	1,846

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額

1,200 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費等への対応

第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

なし

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実に充てる。

第11 料金に関する事項

1 料金

病院の料金については、次に定める額とする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）その他の社会保険に関する法律又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定に基づく給付としての診療を受ける場合 健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める算定方法若しくは基準（以下「健保算定方法等」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した金額
- (2) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他の特別の法律に基づく給付又は補償としての診療を受ける場合 別に理事長が定める金額
- (3) 前 2 号の規定に該当しない診療を受ける場合 健保算定方法等により算定した金額の 2 割増し（診療を受ける者が自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の規定に基づく損害賠償の請求を行うことができるときは、5 割増し）の金額
- (4) 健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する選定療養を受ける場合

次のアからウまでに掲げる区分に応じてそれぞれアからウまでに定める金額

ア 特別室利用料 1日につき 6,000 円以内で理事長が別に定める金額

イ 初診料加算金 初診 1 回につき 1,500 円

ウ 入院期間が 180 日を超える日以後の期間に係る入院料 健保算定方法等又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した入院料の基本額に 100 分の 15 を乗じて得た金額

- (5) 分べん介助を受ける場合 1 胎につき 84,000 円（本市民でない者にあつては、94,000 円）以内で理事長が別に定める金額
- (6) 市外の入院患者が施設を利用する場合 1 日につき 4,000 円以内で理事長が別に定める金額
- (7) 診断書、証明書等の文書の交付 1 通につき 5,000 円以内で理事長が別に定める金額
- (8) 上記以外のものについては、別に理事長が定める額
- (9) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前各号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 料金の納付

料金は、診療等を受けたとき又は文書の交付を受けたときに納付しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

3 料金の減額又は免除

料金は、理事長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

第 12 吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（平成 26 年度から平成 29 年度まで）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
新病院施設整備	18,695	吹田市長期借入金等
医療機器等整備	924	吹田市長期借入金等

2 中期目標の期間を超える債務負担

(単位：百万円)

項目	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	834	3,191	4,025
長期借入金償還債務	0	17,950	17,950

3 積立金の処分に関する計画

なし